

公共工事の中間前払金に係る取扱いについて

令和 7 年 4 月

由利本荘市 総務部契約検査課

由利本荘市財務規則の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）により、中間前払金の適用金額を改正する。（130 万円以上から 200 万円以上に改正）

1 中間前払金の制度の趣旨

中間前払金の制度は、工事の着手時に前払金（請負代金額の 10 分の 4 以内の額、*1 ただし、低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては、請負代金額の 10 分の 2 以内の額）を支払った後に、更に工事の中間段階において前払金（請負代金額の 10 分の 2 以内の額）を支払うものである（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条第 2 項、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号）第 132 条第 4 項、工事請負契約書に添付する契約事項第 35 条第 3 項）。

*1 低入札調査基準価格を下回った入札に関わる指名差し控え措置の基準による

2 中間前払金の対象となる工事等

- (1) 中間前払金の対象となる工事は、1 件の契約当初請負代金額が 200 万円以上の工事（ただし、工事の設計及び調査並びに工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものを除く。）を対象にする。
- (2) 契約者は、(1) の工事について、次のすべての要件に該当する場合において、中間前払金を支払うことができるものとする。
 - 1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - 2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

3 中間前払金の対象となる経費

中間前払金の対象となる経費は、着手時の前払金同様に、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

4 中間前払金の額

請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、請求しようとする中間前払金の額と支払いを受けた着手時の前払金の合計額は、請負代金額の10分の6（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金額の10分の4）を超えてはならない。

5 継続費又は債務負担行為に係る特例

- (1) 継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるもの（以下「複数年度契約」という。）に係る中間前払金については、各年度の年度割金額等及び工事期間を基礎として、対象要件（前記2の（1））及び支払要件（前記2の（2））の該当の有無を判断し、その支払額も年度割金額等を基礎として計算し、それぞれの年度において支払うものとする。
- (2) 契約者が、いずれかの年度において年度割金額等が200万円以上の工事であっても、対象要件を満たさない年度については、中間前金払は行わないものとし、当該年度については部分払を行うことができる。

6 中間前払金に係る認定

- (1) 契約者は、中間前払金の請求をしようとするときは、あらかじめ中間前払金認定請求書（様式1）を契約担当者に提出するものとし、当該請求書には、工事履行報告書（様式2）を添付するものとする。
- (2) 契約担当者は、（1）の認定請求書の提出があったときは、原則7日以内に、前記2の要件のすべてに該当するものであるかどうかを審査し、妥当と認めたときは認定調書（様式3）を2部作成し、1部を契約者に交付し、他の1部を保管するものとする。
なお、認定調書の交付をもって契約事項第35条第7項後段の通知とみなす。
- (3) 認定は、中間前払金認定請求書に添付された工事履行報告書、既に提出されている工程表等により行うものとする。
なお、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。
- (4) 出来高の数値に疑義がある場合は、契約者に該当数値の根拠となる資料の提示等を求め確認するものとする。

7 中間前払金の支払の請求

契約者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、請求書に保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書（原本及び写し1部）を添付して契約担当者に提出するものとする。

契約担当者は、当該請求があった日から起算して14日以内に中間前払金を支払うものとする。

8 中間前金払と部分払の選択

一の工事（複数年度契約にあっては、一の年度の工事）について、中間前金払と部分払（複数年度契約における各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。）の両方を行うことはできないものとする。

※本制度は、平成26年7月1日以後に入札の公告（指名競争入札にあっては指名の通知）を行う工事から適用する。

※改正後の取扱いについては、令和7年4月1日以後に入札の公告（指名競争入札にあっては指名の通知）を行う工事から適用する。